

2010年4月9日  
文部科学省「スポーツ立国戦略」ヒアリング

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構・代表理事・<sup>どうがうちまさと</sup>道垣内正人

## 日本スポーツ仲裁機構(JSAA)からの意見陳述書

### 1. JSAA とは

JSAA は、2003 年に日本オリンピック委員会・日本体育協会・日本障害者スポーツ協会が、スポーツ法の透明性を高め、国民のスポーツに対する理解と信頼を醸成し、個々の競技者と競技団体等との間の紛争の仲裁又は調停による解決を通じて、スポーツの健全な振興を図ることを目的に、中立的な機関として設置したものである。2009 年からは一般財団法人となっている。

### 2. JSAA の主な事業

**(1) スポーツ紛争仲裁:** 事前の仲裁合意を前提に、仲裁人が裁判官のように拘束力ある判断をすることにより紛争を解決するもの

- a. 競技団体から不利な決定・処分を受けた競技者が、その競技団体に対してその決定・処分の取消等を求める事件についての仲裁(行政事件型仲裁)。具体的には、選手選考決定、懲戒処分等を争うものが多い。仲裁合意が必要。競技者が仲裁申立てをすれば自動的に仲裁に応じる旨(自動受諾)の決定をしている団体はトップレベルの競技団体に限っても、約 44%に過ぎない。これまで 10 件の仲裁判断が下されている。
- b. ドーピング陽性反応が出たことにより JADA 規律パネルから制裁を受けた競技者が、JADA 等に対してその制裁の取消し等を求める事件についての仲裁(刑事事件型仲裁)。競技者は JADA 規程を受諾しており、その中に仲裁条項があるので、仲裁合意の問題は生じない。これまで 2 件の仲裁判断が下されている。

**(2) スポーツ紛争調停:** 事前の調停合意を前提に、調停人が当事者間の話し合いに臨席して、和解に誘導するもの(拘束力なし)

スポーツに関するあらゆる紛争について、両当事者が調停手続に合意することにより開始する。これまで 3 件の調停事件があり、うち 2 件で円満解決している。なお、JSAA の調停は裁判外紛争処理の利用の促進に関する法律による法務大臣の認証を受けている。

### (3) スポーツ法の普及・啓発等

- a. 競技団体・競技者向けの説明会
- b. 一般向けのシンポジウム
- c. 相談業務

年間 20 件程度の相談案件があり、その中には相手方への取り次ぎの過程で解決に至るものもある。

### **3. スポーツ基本法(仮称)に望むこと**

#### **a. スポーツ界でも「法の支配」が行われる自律的な仕組みを確立すること**

- 競技団体は、競技者の命運を左右する絶大な権力を有していることを自覚し、その適正な運営につとめなければならない。また、監督・コーチ等によるパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント等により優秀な競技者になり得る者がスポーツ界から離れていってしまう実情を改善することはスポーツ界、ひいては国民全体の関心事項である。
- このような要請にスポーツ界として応え、競技者が伸び伸びとスポーツに打ち込むことができる環境を整備するため、ガバナンスを確立し、コンプライアンスを確保する仕組みをスポーツ界が自主的に作ることを法律により後押しすべきである。

#### **b. a に実効性をもたせるため、スポーツ界として、検察官のような役割を果たす自律的な仕組みを構築すること**

- たとえば、統括競技団体が、第三者を含むチームを作り、競技団体・チーム・監督・コーチは、このチームによる立入調査を受け容れ、これを拒否する場合には不利益を与える仕組みの構築と実施を法律により後押しすべきである。
- この調査対象は、競技団体の業務運営・会計処理に限らず、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント等から競技者を守ることを目的とする調査も含むべきである。
- そして、このチームには、裁判所に相当する機関(後記c参照)への告発権限を認めるべきである。
- 現在、ドーピング検査・制裁についてだけ厳格な枠組みが整備されつつあるが、日本においてよりよいスポーツ環境を整備するためには、より一般的なガバナンス・コンプライアンスのエンフォースメントが必要である。

(注) 検察庁は刑事事件しか対象とせず、裁判所は「法律上の争訟」だけか扱わないため、スポーツ界の不祥事・紛争の多くは検察庁・裁判所の管轄外とされる。したがって、スポーツ界における自律的な仕組みが必要である。

#### **c. 裁判所に相当するスポーツ界の自律的な機関が、一定の要件を具備することを条件に、スポーツをめぐる紛争のみならず、上記b記載の告発に基づく制裁判断についても管轄を有することを法律上明確にし、泣き寝入りが生じないようにすること**

- JSAA はもともと統括競技団体による自律的な機関として設立されたものであり、法律上の要件が示されれば、その要件を具備すべく改組、整備等をするを厭わない。

#### **d. 競技者の運動能力の強化だけではなく、競技者が安心してスポーツに専心できるような環境を作ることの重要性を認識し、その実現・維持にはコストがかかることを覚悟すること**

- 上記の検察官的な役割を果たすチームも裁判所に相当する機関も、いずれも存在することに意味があり、実際の案件の有無・数と関係なく、その維持には多額のコストを要する。しかも良質な人材を確保するためには、そのコストは相当な金額となることを認識すべきである。

#### **e. 障害者スポーツを他のスポーツと一体として把握し、ガバナンス・コンプライアンスの点でも同じルールの下に置くこと**